

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間 (平成30年4月1日現在)
職員の勤務時間は、基本型は午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。

(2) 休暇の状況
休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、感染症予防休暇、災害休暇、事故休暇、業務停止休暇、骨髄液提供休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、短期の介護休暇と介護休暇があります。
平成29年の年次有給休暇の平均取得日数は10.3日です。

(3) 育児休業の状況 (平成29年度)
地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、子を養育する職員の継続的な勤務を促進するため、子が3歳に満たない場合は「育児休業」を、小学生未満の場合は1日の勤務時間のうち2時間を限度として勤務しないことができる「部分休業」を取得することができます。

(単位：人)			
区 分		男性	女性
育児休業の承認件数		2	2
育児休業期間延長の承認件数		0	0
部分休業の承認件数		0	6

7 退職管理の状況

平成29年度末における退職者(課長級以上)の再就職の状況
平成29年度末で退職した課長級以上の職員で、営利企業などの再就職した元職員はいません。

6 職員のサービスの状況

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、職務遂行に当たっては全力を挙げて職務に専念しなければなりません。職務遂行に関して職員が守るべき義務は次のとおりです。
●法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
●職務に専念する義務
●信用失墜行為の禁止
●秘密を守る義務
●政治的行為の制限
●争議行為等の禁止
●営利企業等の従事制限

9 職員の福祉と利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度
職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、あきる野市職員互助会を設置し、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を実施しています。

(2) 健康診断の実施状況 (平成29年度) (単位：人)	
区 分	受診者数
定期健康診断	554
胃 検 診	113
V D T 検 診	225
婦 人 科 検 診	36
腰 痛 検 診	308
ストレスチェック	536
計	1,772

(3) 公務災害補償の状況 (単位：人)			
公務上及び通勤途上の災害により、負傷または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。(平成29年度中に認定された件数)		区 分	傷病
		公務災害	1
		通勤災害	0

10 公平委員会の業務の状況 (平成29年度)

市は、12市5町8村14一部事務組合で共同設置している東京都市町村公平委員会に加入しています。業務内容は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し必要な措置をとります。また、職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決をしています。

(1) 勤務条件等に関する措置の要求の状況 (単位：件)			
前年度からの継続案件	平成29年度要求事案数	完結件数	翌年度継続件数
1	0	1	0

(2) 不利益処分に対する審査請求の状況 (単位：件)			
前年度からの継続案件	平成29年度審査請求事案数	完結件数	翌年度継続件数
1	1	2	0

(8) 定員の状況 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年増減数			主な増減理由
		平成29年	平成30年	増員数	減員数	差引	
一般行政部門	議 会 総 務	6 94	6 94	0 3	0 3	0 0	防災業務の充実による増(1)、政策調整業務の充実による増(1)、情報連携等業務の増(1)、欠員不補充による減(Δ1)、再任用短時間勤務職員補充による減(Δ1)、派遣終了に伴う減(Δ1)
	税 務 民 生	35 89	35 93	0 5	0 1	0 4	生活保護関係業務の増(1)、子ども・子育て関係業務の増(2)、高齢者支援業務の介護保険特別会計からの移管(2)、退職不補充による減(Δ1)
	衛 生	41	41	0	0	0	
	農林水産	10	11	1	0	1	休職者補充のための増 (1)
	商 工	15	15	0	0	0	
	土 木	36	36	1	1	0	住宅政策充実による増(1)、東京都研修派遣終了に伴う補充職員の減(Δ1)
	小 計	326	331	10	5	5	
特別行政部門	教 育	71	71	2	2	0	学校施設営繕充実による増(1)、再任用短時間勤務職員(調理員)のフルタイム化による増(1)、育児休業復帰に伴う重複配置解消による減(Δ1)、再任用短時間勤務職員補充による減(Δ1)
	小 計	71	71	2	2	0	
普通会計		397	402	12	7	5	
公営企業等会計部門	下 水 道	5	6	1	0	1	下水道業務充実のための増(1)
	そ の 他	29	28	1	2	Δ1	介護保険制度改正対応のための増(1)、高齢者支援業務の一般会計への移管(Δ2)
	小 計	34	34	2	2	0	
合 計		431 [37]	436 [34]	14	9	5	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、派遣職員を除いています。
2 []内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

(9) 給与水準
平成29年4月1日現在で、国の一般行政職職員の給与を100とした場合、東京都は101.6で、あきる野市は99.4です。都内26市中で4番目に低い水準となっています。

5 職員の分限処分と懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことができない場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。分限処分には、免職、休職、降任、降給の4種類があります。
懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。
平成29年度の分限懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)								
区 分	分 限 処 分				懲 戒 処 分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0	5	0	0	0	0	0	0

8 職員の研修の状況

職員研修実施状況 (平成29年度) (単位：人)

研修種別	実 施 機 関	受講者数	内 容
派遣研修	東京都市町村職員研修所	295	職層別研修（新任研修、係長新任研修など）、講師養成研修、法務研修、自治体経営研修、情報処理研修、専門職研修、実務研修、特別研修、スポット研修
	市町村職員中央研修所、 国土交通大学校 など	35	より専門的な研修〔生活保護と自立支援対策、地方公会計特別研修、空き家対策推進研修、福祉事務所地区担当員（新任）研修 など〕
独自研修	あきる野市	537	新任職員研修、新任職員フォロー研修、新任職員指導者研修、再任用職員研修、説明能力向上研修、安全衛生科「生活習慣病予防」、普通救命講習、コーチング研修、ダイバーシティ・マネジメント研修 など
自己啓発研修	学校法人産業能率大学 など	4	通信教育講座〔メンタルヘルス・マネジメント検定対策講座、社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）〕
職場研修	あきる野市	399	職場研修会 （業務で必要な知識、技能、思考力などを職場全体で向上させるため課ごとに取り組む研修） テーマ：「第4次あきる野男女共同参画プラン」について、あきる野市公式インスタグラムの開設について、財政の現状と今後の課題について、文書事務について、マイナンバー制度における情報連携の開始について など
合 計		1,270	

問合せ

職員課人事給与係